

〔論文〕

Constitution と日本語「憲法」

—明治期啓蒙思想家の西欧文化受容—

石川 愛世
Manayo Ishikawa

大阪総合保育大学
児童保育学部

要旨：西欧文化の受容は、明治期の代表的啓蒙思想家たちによってはじまった。彼らが興味を示したのは翻訳ということであり、これまで知らなかった異文化をいかに翻訳し日本社会に紹介するかに苦勞した。本稿では、この異文化のうち法学上の重要な概念である Constitution をとりあげ、日本語の「憲法」という語が現在の憲法を意味する語として、はじめて公的に用いられるまでの経緯を明らかにすることを目的とした。

Constitution は、現在「憲法」と定訳されている。これを最初に訳語としたのは、箕作麟祥とされており、明治六（1873）年のことであった。明治六年には「明六社」が設立されており、本稿では主としてこの同人達の訳語を取りあげて検討した。福沢諭吉は『西洋事情』のなかで「律例」と訳し、加藤弘之は『立憲政体略』において「国憲」という語を用い、津田真道は『泰西國法論』で「根本律法」という語をあてた。このような様々の訳語が「憲法」として落ち着くのは、明治十五（1882）年に伊藤博文に「憲法取調」の勅命が下された時であるとされている。この時に「憲法」の語が、いわば「公定語」になったとされている。ただしこれ以降にも「国憲」という語は用いられている。

また、加藤、津田の両名が明治六年より以前に「憲法」という語を著書で使用しており、本稿は「憲法」という語の最初の使用者が箕作であるという点についても疑問を投げかけるものとなった。

キーワード：コンスティテューション、憲法、西欧文化、翻訳、明六社

はじめに—問題点

六法にいう「憲法」という用語は日本近代において、いつ、どのようにして用いられるようになったのであろうか。今や「刑法」「民法」「刑事訴訟法」「民事訴訟法」とならんで「憲法」という語が定着しているが、それはどのような経過をたどったのであろうか。

本稿では種々の文献を検討し、「憲法」の語が現代の憲法を意味する語として、はじめて公的に用いられるまでの経緯を明らかにすることを目的とする。

「憲法」は Constitution の訳語である。ここでまず一つの著作を紹介しておきたい。

昭和二十二（1947）年に出版された深瀬基寛『英國の國家構造』という著作がある。これはイギリスの W. バジヨットの著作の翻訳であり、原題を“The English Constitution”という。現在の日本語でいえば、一般的には「英国憲法」と訳されるのであろうが、実際には表題のように訳された。

それは「英国憲法」という用語によって、法学の分野として受容されるのを拒否するために、この訳語があえてつけられた。しかし訳そのものを考えてみると、これはイギリスの政治制度としての国家論であるがために、

深瀬はあえてこの表題にしたのである。

訳者自身は次のように述べている。

以前からこれほど有名であつてその代りにこれほど内容の知られなかつた書物も珍しいと思ふ。その原因については敗戦の今日に至つて興味のある様々の理由が考へられる。第一にこの書は英語の直譯によつて「英國憲法」として一般に傳はつてゐる。しかるに實際にはこの書のなかには憲法の條文の一ヶ條も含まれてはゐない、従つて高文受験の法學生からは敬遠されたであらうし、一般讀者は「憲法」に恐れをなして始めから他人の畠のものと決めてしまつたのではないかと思はれる。従つてこの書の運命は日本の文化の從來の在り方からいふと畠と畠との境目に種を下したので、誰も育て手がなくして今日に至つたのではあるまいか。¹⁾

これをみると、Constitution にはこのような概念上の問題が含まれているといえる。幕末—明治期に西欧の文化や學術用語や概念を受容した時に、それらにどのような訳語をつけるべきかということが重要な問題であつたことを示す一例であるといえよう。

では、日本近代においては、西欧の Constitution をどのような概念と捉え、どのような訳語を用いようとしたのであろうか。明治文化研究家の石井研堂は『増補改訂明治事物起源』の中で以下のように述べている。

憲法の二字は、古くはたゞ法律・おきて・規則の義に通用されてあり、[憲法類纂][憲法志料]等の書名すでにそれなり。明治元辰年閏四月、太政官代の布告に『一時の憲法を以て、金札御製造』といひ、同八年の、地方官會議の議事規則を、『議院憲法』と制定したるなども、今日より見れば、異様に思はる。

今日の所謂憲法は、支那にも本邦にも、その名無かりしものだけに、当初は、様々に譯づけらる、即ち、

○支那林則徐の[海國圖志](道光二十三年版天保十三年)に世守成規、

○福澤諭吉の[西洋事情](慶應二年版)に合衆國律例、

○加藤弘之の[立憲政體略](慶應四年版)に國憲、

○同[國法汎論](明治五年版)にも國憲、

○津田眞道の[泰西國法論](慶應四年版)に根本律法、國制、

○箕作麟祥の[フランス民法](明治六年版)に法憲、

○東京開成學校一覽(明治九年)東京大學々科(同十三年)國憲とある如く、一定の名辭無かりしが、明治十五年に、伊藤博文が、憲法取調の勅命を受けし時に、始めて公定語となれり。²⁾

この石井の記述からは、日本において Constitution の受容と翻訳に苦勞がされていたことがうかがえる。この中でも「國憲」や「根本律法」などは、国家の基本法であり最高法規であるとの意味を読み取ることができ、現在の「憲法」を説明する姿勢が感じられる。「憲法」が公定語となったとされる後において、J.C. HEPBURN (J.C. ヘボン)の『和英語林集成』の第三版(1886年刊)をみても「KOKKEN (國憲)」に“The constitution”が当てられ、逆に“CONSTITUTION”には、「Seishitu, kumitate, jintai, syō, shō-ai, seitai, seiji, hōritsu, okite」という言葉が当てられている。さらには、“CONSTITUTIONAL”には「Umare-tsuki na, koku-hō ni shitagau」と記されており、憲法という語の姿はみられないのである³⁾。もちろん、これはヘボンの作成した辞書であるから特殊な例かもしれないが、用語が落ち着いていない状況をしめす一例といえるであろう。

石井研堂は広く明治文化全体の研究者であるが、法学

の分野では穂積陳重の『続法窓夜話』をとりあげてみる。穂積は大正五(1916)年に、『法窓夜話』を出版した。ここでも「憲法」という項目があるが、『続法窓夜話』にも「憲法という語」という項目でより詳しく述べている。それは以下のようなものである。

「憲法」という文字の文献の上に現われたのは何時頃からであろうか。支那では「國語」の晋語、九に、

中行穆子曰、賞善罰姦、国之憲法也。

と見え、「管子」に、

有「金城之守」、故能定「宗廟」、育「男女」矣、有「一体之治」、故能出「号令」、明「憲法」矣、

と見えているなどが、この語の最も夙く記録の上に現われたものであろう。そして、当時治者の号令をもって憲法というたことも、右の「管子」の文に拠ってこれを知ることが出来る。⁴⁾

『続法窓夜話』において穂積は、「憲法」は治者の号令であり、「憲」も「法」も同意語であり、「法律」という意味の名詞であると説明する。そこでは、さらに続けて、「憲」の形容詞としての用例も掲げ「『憲法』なる語を『明法』または『嚴法』と同意義に用い、憲をもって法に対する形容詞として『著しく』または『明かなる』意に用いた例」があるとする。『日本書紀』推古天皇十二年の条に記載されている皇太子が憲法十七条を作るというのも、「『憲法』なる語は『厳しき法』『明かなる法』『顕しき法』という義であって、『憲』は『法』に対して形容詞として用いられたものでなければならぬ」⁵⁾と叙述している。

その後は、日本の古代中世の『令義解』や『御成敗式目』、『早雲寺殿二十一箇条』、『長宗我部元親百箇条』などをみても、江戸時代に至るまで「憲法」は「法規」「法令」という意味であったと述べ、「『憲法』という重々しい漢語を用いると、あるいは重要な法律を指すように聞えぬでもないが、我国においてはかように、明治の中頃に至るまでは、現今の如く国家の根本法という意義には用いられていなかったのである」⁶⁾としている。

そうになると、Constitutionに出会った時、どのような用語が採用されていたのであろうか。この点について穂積は次のように述べている。

それ故、西洋の法律学が我国に入ってきたときに、学者は彼の「コンスチテューション」(Constitution)あるいは「フェルファッスング」(Verfassung)などの語に当つべき新語を鑄造する必要に逢着した。

「法窓夜話」に記しておいた如くに（正第五〇話参照）、安政四年に上海で出版された米人裨治文氏著の「聯邦志略」にも、合衆国の「コンスティテューション」を「世守成規」と訳し、我国にても、慶応二年出版の福沢氏の「西洋事情」には、合衆国の「コンスティテューション」を合衆国「律例」と訳してある。慶応四年に出版された津田真道先生の「泰西国法論」には「根本律法」または「国制」「朝綱」などという熟語が用いられているが、同じ年に加藤弘之先生の著された「立憲政体略」には「国憲」と訳され、後明治五年に出版された「国法汎論」にも同じく「国憲」の語が用いられてある。そして、「憲法」なる語は却って Gesetz 即ち成文法に当ててある。⁷⁾

穂積によれば Constitution が翻訳された当時、それは「憲法」という用語ではなく、「律例」「根本律法」「国憲」などであったとされる。その中でも「国憲」は広く用いられ、明治二（1869）年に山階宮の上奏文にも「国憲」創立という語があり、さらには明治九（1876）年には明治天皇の「国憲制定」の勅語があるとする。さらには、柳原、福羽、中島、細川が国憲取調委員に任ぜられていることが紹介されている⁸⁾。

しかし、明治十四（1881）年には、明治二十三年を期して国会開設が予定され、そして翌明治十五（1882）年に「欧州各立憲君治国ノ憲法ニ就キ、其淵源ヲ尋ネ、其沿革ヲ考ヘ、其現行ノ実況ヲ視、利害得失ノ在ル所ヲ研究スベキ事」⁹⁾との勅命が、伊藤博文に下された。この勅命により、「いよいよ『憲法』なる語が『コンスティテューション』あるいは『フェルファッスング』などに相当する語と定まったので、帝国大学においても明治十七年以来『憲法』なる名称を用いることとなった」¹⁰⁾と穂積は結論づけている。

ここで一つさらに問題となるのが、誰が「憲法」なる語を最初に用いたのであろうかということである。この点について穂積の『続法窓夜話』では次のように述べている。

然らば「憲法」なる語を始めて現今の意義に用いたのは誰であるか。それは正に箕作麟祥博士であって、明治六年出版のフランス六法の訳本の中に「コンスティテューション」を「憲法」と訳してある。¹¹⁾

このように憲法なる語を初めて用いたのは、箕作麟祥であると穂積は結論づけた。

すると、ここに二つの疑問がわいてくる。

石井研堂と穂積陳重の両者の著作を見比べた際に、箕

作麟祥が Constitution という言葉をどのように訳したのかという点が、まず第一の疑問となる。Constitution の訳語として箕作麟祥は「法憲」「憲法」いずれの用語を用いたのか。

この点については、石井の指摘するように「法憲」という用語もあったのであろうが、文部省から箕作麟祥訳として『佛蘭西法律書憲法』が出版されており、箕作麟祥が用いたのは「憲法」という用語が正しいように思われる。

というのも『増補改訂明治事物起源』には「佛國法律の翻譯」という項目がある。そこには「明治二年、大學南校の箕作麟祥に、佛國刑法を翻譯せしめ、次で、民法・商法・訴訟法・治罪法・憲法等を翻譯せしめ、文部省にて出版せり。邦人が、佛國六法を知りしは、そのお蔭なり」¹²⁾と石井自ら述べている。このことから考えれば、「憲法」という用語の最初の使用者は穂積陳重が述べたのと同様であると考えられる。

次に、第二の疑問として、石井と穂積の指摘が非常によく似ていることが挙げられる。

この点、石井研堂の『増補改訂明治事物起源』の原版である第二版は大正十五（1926）年出版である。対して穂積陳重『続法窓夜話』の元版である『法窓夜話』は、先に述べたように大正五（1916）年出版である。ここで穂積は「憲法」という語の最初の使用者を箕作であると既に指摘しており、このことから考えれば、石井が穂積を参考とした可能性があるといえよう。

ここから以下は、福沢の『西洋事情』、加藤の『立憲政体略』、津田の『泰西國法論』その他を検証して彼らが幕末に Constitution と出会った時にどのようにこの概念を受け止めたのかを検証したい。その上で、箕作麟祥が Constitution としての「憲法」という用語を最初に用いたといえるかを検討する。

I. 明六社

以下、福沢諭吉、加藤弘之、津田真道の立論をとりあげて Constitution の概念及びその日本語としての用語をとりあげる。そこでまず、この三者の共通点から述べていくこととする。

これら三者は共に「明六社」の同人である。前述の箕作麟祥もこの一員であることから、「明六社」に集った者たちが、いかなる者であったかを考える。

「明六社」は明治六年に発足したことからこの名前がつけられた。その制規は次のようなものであった。

明六社制規

第一條 主旨

社ヲ設立スルノ主旨ハ我國ノ教育ヲ進メンカ爲ニ有志ノ徒會同シテ其手段ヲ商議スルニ在リ
又同志集會シテ異見ヲ交換シ知ヲ廣メ識ヲ明ニスルニ在リ

第二條 社名

社名ヲ呼ンテ明六社トス 明治六年設立ノ緣ニ由ル

第三條 社員

社員ヲ分テ定員通信員名譽員格外員ノ四部トス

第四條 定員

定員ハ常ニ會同シテ事ヲ議スル者ヲ云ナリ

第五條 通信員

遠隔ノ地ニ在テ厚ク心ヲ教育ニ用ル人ヲ社員入札三分ニ多數ヲ以テ明六社通信員ニ選フコトアルベシ

第六條 名譽員

世上ノ公利ヲ興隆シ且平生ノ行狀正シキ名譽ノ人ヲ社員入札全數ヲ以テ明六社名譽員ニ選フコトアルベシ

第七條 格外員

格外員ハ遠國ヨリ出京シー時滞在等ニテ入社スル者ヲ云但シ入社ノ式及ヒ出金ハ定員ニ同シ

第八條 入社式

入社ヲ望ム人ハ一ノ社員ニ託シ其旨ヲ社長ニ通スベシ社長乃チ其郷貫姓名年齢住所及紹介人ノ姓名ヲ記シ之ヲ全會ニ示シ次ノ會ニ入札シ可トスル者五分三ニ至レハ之ヲ許スベシ

第九條 出金

出金ハ費用高ニ隨ヒ毎月一日各員之ヲ出シ合スベシ但書記會計ハ出金ニ及ハス

第十條 會日

毎月一日十六日社ノ總員會同スベシ其所ハ前會ニ定メ置キ會ニ要用ノ事件ハ社ノ役員ニ任シテ之ヲ整ヘ置クベシ

社長若シ要用ナリト考ル時ハ定日ノ外會同ヲ促スベシ又社中五名以上連署シテ之ヲ社長ニ請フ時ハ前同様ニ取計ベシ

第十一條 役員

社長一名書記一名會計一名通計三名ヲ以テ社ノ役員トス

第十二條 役員選法

毎年二月一日ノ會ニ於テ社員入札ヲ行ヒ社長等ヲ選任スベシ

第十三條 役員職掌

社長ハ外二名ノ役員ヲ指揮シ諸事ヲ整理スベシ又二月一日新社長ヲ入札ノ時舊社長其意見ヲ以テ之ヲ名指シ全社ノ入札ニ附スルコトヲ掌ルベシ

書記ハ會議ノ次第ヲ記録シテ之ヲ出版スル處分ヲ爲シ及ヒ社ニ係ル書信ヲ往復スルコトヲ掌ルベシ

會計ハ社金ヲ出納シ其始末ヲ記録シテ二月一日八月一日ノ會ニ出シテ普ク之ヲ示スコトヲ掌ルベシ

第十四條 辭社

社ヲ辭セントスル者ハ必ス其旨ヲ社長ニ告クベシ

第十五條 除社

社員ヲ除カントスルトキハ社中入札五分三ノ多數ヲ以テ之ヲ決スベシ

第十六條 書類

社ノ書類ハ總テ東京ノ内水火等ノ難避ケ易キ所ニ保チ置キ書記ノ受持ト爲スベシ

第十七條 會計帳

二月一日八月一日ノ會ニ於テ社長ノ見ヲ以テ社員ノ中ヨリ二名ヲ選テ前半ノ會計帳ヲ檢査セシメ其始末ヲ普ク社員ニ示スベシ

第十八條 役員闕時

役員ノ中疾病事故等ニテ闕ル時ハ毎月一日ノ會ニ於テ入札多數ニ從テ之ヲ選補スベシ

第十九條 制規改正

社ノ制規ヲ改正スルニハ二月一日ノ會ニ於テ商議ノ上入札三分ニ多數ヲ以テ之ヲ決スベシ¹³⁾

以上、全条の引用をしめしたが、これをみても明六社が、近代的な制規をもった任意の団体であることがわかる。社の主旨は「教育」と「知識」と「討論」であった。また、最初の「定員」は西村茂樹、津田真道、西周、中村正直、加藤弘之、箕作秋坪、福沢諭吉、杉亨二、箕作麟祥、森有礼であり¹⁴⁾、後に清水卯三郎、柏原孝章、阪谷素、神田孝平らが加わり、明治八（1875）年には二十七名を数えることとなる。活動は月に一、二度の公開の演説会であり、『明六雑誌』の発行であった。なお、最初の「定員」である十名の特徴を以下の表に示す。

表1 明六社同人一覧表

氏名 (明治6年時年令)	生没年	維新前の 身分	主たる師 または学校	維新前外国生活の 有無及び場所	明治6年前後の職業
西村茂樹 (46)	1828-1902 (文政11年-明治35年)	佐野藩士	安井息軒 佐久間象山	—	文部省編書課長 天皇侍講 文部大丞
津田直道 (45)	1829-1903 (文政12年-明治36年)	幕臣 蕃書調所 (開成所)	箕作元甫	オランダ	外務権大丞 大法官 元老院議員
西周 (45)	1829-1897 (文政12年-明治30年)	幕臣 蕃書調所 (開成所)	後藤松蔭 杉田成卿 (中浜万次郎)	オランダ	矢部少丞 陸軍大丞 元老院議員
中村正直 (42)	1832-1891 (天保3年-明治24年)	幕臣 御儒者	昌平黌 佐久間象山	イギリス	同人社経営 大蔵省翻訳御用 東京帝国大学教授
加藤弘之 (38)	1836-1916 (天保7年-大正5年)	幕臣 蕃書調所 (開成所)	佐久間象山	—	天皇侍講 文部大丞 左院議員
箕作秋坪 (49)	1825-1886 (文政8年-明治19年)	幕臣 翻訳方	箕作元甫 緒方洪庵	ヨーロッパ各国 ロシア	三叉学舎経営
福沢諭吉 (40)	1834-1901 (天保5年-明治34年)	幕臣 翻訳方	緒方洪庵	アメリカ ヨーロッパ各国	慶応義塾経営
杉亨二 (46)	1828-1917 (文政11年-大正6年)	幕臣 蕃書調所	緒方洪庵 杉田成卿	—	太政官正院政表課 長
箕作麟祥 (28)	1846-1897 (弘化3年-明治30年)	幕臣 蕃書調所	箕作元甫	フランス	翻訳局長
森有礼 (27)	1847-1889 (弘化4年-明治22年)	薩摩藩士	開成所	イギリス アメリカ	アメリカ駐在代理 公使 外務大丞

(出典) 森 (1984年)、92-93 ページを基に作成

この表をみて気付くのは年令的な近接である。森有礼と箕作麟祥を除けば二十代後半から四十代の壮年者以上である。そしてすべてが「洋学」を学んだ者であり、多くが外国を実際に見聞している。さらには、ほとんどが幕臣でありながら明治となると明治政府の有力な官僚であり、在野にあったのは箕作秋坪と福沢諭吉にすぎない。いわば当時の知的エリート達であった。いいかえれば、日本における「啓蒙思想家」集団の形成である¹⁵⁾。ここで、カントの「啓蒙とは何か」という有名な言葉を紹介する。

啓蒙とは人間が自己の未成年状態を脱却することである。しかしこの状態は人間がみずから招いたものであるから、人間自身にその責めがある。未成年とは、他者の指導がなければ自己の悟性を使用し得ない状態である。またかかる未成年状態にあることは人間自身に責めがあるというのは、未成年の原因が悟性の欠小にあるのではなくて、他者の指導がなくても自分から敢えて悟性を使用しようとする決意と勇気を欠くところに存するからである。それだから『Sapere aude! 敢えて賢こかれ』、『自己みずからの悟性を使用する勇気をもて!』—これが啓蒙の標語である。¹⁶⁾

カントによれば、未成年とは自己の「悟性」を持っているにもかかわらずそれを使用しようとしないうことであり、それは自己の責任であるという。よって、自ら他人の指導なしに悟性を使うことによって未成年を脱却させよ、つまり、自ら主体的に悟性を使うことこそ「啓蒙」という意味だということである。「サベレアウデ」に「悟性を使用する勇気をもて」ということこそ重要なのだと説いており、わかりやすくいえば「自分で考えよ」というのである。

では、明治六（1873）年に出来上がった知的エリートの集団である「明六社」の人々はよくその任に耐えたであろうか。ここでは、本稿のテーマである Constitution としての「憲法」表現に明六社の人々がかかわっていることから、「啓蒙」という視点からの分析も加えることとする。

「啓蒙」つまり「自分で考える」ことにより、何が生まれるかといえば、まず「価値観」の転換であろう。西欧十八世紀が「啓蒙の世紀」といわれたのも、封建社会を支配していた価値観が一変されて近代的なものへと転換を遂げたからであり、そこには「新知識」の流入があったと考えられる。同様に、「明六社」同人達は「文明開化」という新知識の流入による価値観の転換に大いに力をふるったといえよう。以下、彼らが『明六雑誌』に発表した論考を人名、発表論考、雑誌号数ごとに示すこととする。

柏原孝章

「教門論疑問」（二十九、三十、三十一號<以下略省略>）、「日曜日ノ説」（三十一）

加藤弘之

「福澤先生ノ論ニ答フ」（二）、「ブルンチユリ氏國法汎論摘譯民選議院不可立ノ論」（四）、「米國政教」（五、六、十三）、「武官ノ恭順」（七）、「輕國政府」（十八）、
「夫婦同權ノ流弊論」（三十一）

神田孝平

「財政變革ノ説」（十七）、「國樂ヲ振興スベキ説」（十八）、「民選議院ノ時未到論」（十九）、「紙幣引換懇願録」（二十二）、「正金外出歎息録」（二十三）、「紙幣成行妄想録」（二十六）、「貨幣病根療治録」（三十三）、「貨幣四録附言」（三十四）、「鐵山ヲ開クベキノ議」（三十七）

阪谷 素

「質疑一則」（十、十一）、「民選議院疑問」（十三）、「租税ノ權上下公共スベキ説」（十五）、「火葬ノ疑」（十八）、「尊異説」（十九）、「狐説ノ疑」（二十）、

「狐説ノ廣義」（二十）、「女飾ノ疑」（二十一）、「政教ノ疑」（二十二）、「政教ノ疑餘」（二十五）、「民選議院變則論」（二十七、二十八）、「妾説ノ疑」（三十二）、「天降説」（三十五、三十六）、「轉換蝶鉸説」（三十八）、「養精神一説」（四十、四十一）、「尊王攘夷説」（四十三）

柴田

「ヒリモア萬國公法ノ内宗教ヲ論ズル章」（六）

清水卯三郎

「平假名ノ説」（七）、「化學改革の大略」（二十二）

杉 亨二

「俄國彼得王ノ遺訓」（三）、「佛人シユルリー氏國ノ衰微ニ赴ク微候ヲ擧ル條目」（四）、「北亞米利加合衆國ノ自立」（五）、「南北米利堅聯邦論」（七）、「空商ノ事ヲ記ス」（七）、「眞爲政者ノ説」（十）、「貨幣ノ効能」（十四）、「人間公共ノ説」（十六、十八、十九、二十一）、「貿易改正論」（二十四）、「想像鎖國説」（三十四）

津田眞道

「學者職分論ノ評」（二）、「開化ヲ進ル方法ヲ論ス」（三）、「保護税ヲ非トスル説」（五）、「出板自由ナランコトヲ望ム論」（六）、「拷問論」（七、十）、「服章論」（八）、「本は一つに非ざる論」（八）、「運送論」（九）、「政論」（九、十一、十二、十五、十六）、「想像論」（十三）、「天狗節」（十四）、「地震ノ説」（十七）、「西洋ノ開化西行スル説」（十八）、「新聞紙論」（二十）、「三聖論」（二十一）、「夫婦有別論」（二十二）、「内地旅行論」（二十四）、「怪説」（二十五）、「貿易權衡論」（二十六）、「人材論」（三十）、「情欲論」（三十四）、「夫婦同權辨」（三十五）、「死刑論」（四十一）、「癡娼論」（四十二）

津田 仙

「禾花媒助法之説」（四十一）

中村正直

「西學一斑」（十、十一、十二、十五、十六、二十三、三十九）、「人民ノ性質ヲ改造スル説」（三十）、「善良ナル母ヲ造ル説」（三十三）、「支那不可侮論」（三十五）、「賞罰毀譽論」（三十七）

西 周

「洋字ヲ以テ國語ヲ書スルノ論」（一）、「非學者職分論」（二）、「駁舊相公議一題」（三）、「教門論」（四、五、六、八、九、十二）、「煉火石造ノ説」（四）、「知説」（一四、十七、二十、二十二、二十五）、「愛敵論」（十六）、「情實説」（十九）、「祕密説」（十九）、「内地旅行」（二十三）、「網羅議院ノ説」（二十九）、「國民氣風論」（三十二）、「人世

三寶説」(三十八、三十九、四十、四十二)

西村茂樹

「開化ノ度ニ因テ改文字ヲ廢スベキノ論」(一)、「陳言一則」(二)、「政體三種説」(三)、「自由交易論」(二十九)、「修身治國非二途論」(三十一)、「賊説」(三十三)、「西語十二解」(三十六)、「自主自由解」(三十七)、「政府與人民異利害論」(三十九)、「權理解」(四十二)、「轉換説」(四十三)

福澤諭吉

「征臺和議ノ演説」(二十一)、「内地旅行ノ説ヲ駁ス」(二十六)、「男女同數論」(三十一)

箕作秋坪

「教育談」(八)

箕作麟祥

「人民ノ自由ト土地ノ氣候ト互ニ相關スルノ論」(四、五)、「開化ノ進ムハ人民ノ衆論ニ因ルノ説」(七)、「リボルチーノ説」(九、十四)

森 有禮

「學者職分ノ評」(二)、「開化第一話」(三)、「民撰議院設立建言書ノ評」(三)、「宗教」(六)、「獨立國權義」(七)、「妻妾論」(八、十一、十五、二十、二十七)、「明六社第一回演説」(三十)¹⁷⁾

以上が第一号から第四十三号までに発表された論考であった¹⁸⁾。もちろんこれらの題名だけでは内容の理解は難しいが、題名から内容の推測が可能なのがある。「明六社」が洋学者達の集団であることをあわせて考えても、これらの論考により西洋近代の知識の紹介が行われたであろうことは十分に推測できる。そして、彼らはここで江戸時代からの転換、「価値観」の転換を生み出し、「啓蒙」の姿勢を示しているといえよう。ただし、これらの「価値観」の転換は、カントが述べる「Sapere aude! 敢えて賢かれ」すなわち「自分で考えよ」との精神に貫かれていたかは不明である。この点については各論考の分析を進める必要があるため、本稿ではこれ以上触れることを避ける。本稿では、これら「明六社」同人達が、西欧の Constitution に初めて出会った時、どのような日本語を選択したのかという点を以下の各節でとりあげることとする。

II. 福澤諭吉と「律例」

福澤は、慶応二(1866)年に『西洋事情』を出版した。その知識を得るために、二度の洋行をしている。福澤が初めてアメリカを訪れたのは萬延元(1860)年であり、咸臨丸の航海の際であった。福澤は以下のように述べて

いる。

此度使節がワシントンに行くに付き、日本の軍艦もサンフランシスコまで航海と斯う云ふ譯けて幕議一決、艦長は時の軍艦奉行木村攝津守、これに隨從する指揮官は勝麟太郎、運用方は佐々倉桐太郎、濱口與(興)右衛門、鈴藤勇次郎、測量は小野友五郎、伴鐵太郎、松岡磐吉、蒸氣は肥田濱五郎、山本金次郎、公用方には吉岡勇平、小永井五八郎、通辯官は中濱萬次郎、少年士官には根津欽次郎、赤松大三郎、岡田井藏、小杉雅之進と、醫師二人、水夫火夫六十五人、艦長の従者を併せて九十六人。船の割にしては多勢の乗組人でありしが、此航海の事に就ては色々お話がある。¹⁹⁾

(中略)

艦長木村攝津守と云ふ人は軍艦奉行の職を奉じて海軍の長上官であるから、身分相當に従者を連れて行くに違ひない。夫れから私はどうも其船に乗って亜米利加に行きたい志はあるけれども、木村と云ふ人は一向知らない。去年大阪から出て來た斗りでそんな幕府の役人などに縁のある譯けはない。所が幸に江戸に桂川と云ふ幕府の蘭家の侍醫がある。其家は日本國中蘭學醫の總本山とでも名を命けて宜しい名家であるから、江戸は扱置き日本國中蘭學社會の人で桂川と云ふ名前を知らない者はない。ソレ故私なども江戸に來れば何は扱置き桂川の家には訪問するので、度々其家に入出入して居る。其桂川の家と木村の家とは親類一極近い親類である。夫れから私は桂川に頼で、如何かして木村さんの御供をして亜米利加に行きたいが紹介して下さることは出來まいかと懇願して、桂川の手紙を貰て木村の家に行て其願意を述べた所が、木村では即刻許して呉れて、宜しい連れて行て遣らうと斯う云ふことになった。と云ふのは、案ずるに、其時の世態人情に於て、外國航海など云へば、開闢以來の珍事と云はうか、寧ろ恐ろしい命掛けの事で、木村は勿論軍艦奉行であるから家來はある、あるけれども其家來と云ふ者も餘り行く氣はない所に、假初にも自分から進で行きたいと云ふのであるから、實は彼方でも妙な奴だ、幸と云ふ位なことであつたらうと思ふ。直に許されて私は御供をすることになった。²⁰⁾

これが福澤がアメリカ合衆国に渡航できた背景であった。福澤は、咸臨丸艦長木村攝津守の従者として渡米したが、様々な初めての経験に驚いた事が記されている。たとえば、それは馬車であつたり、ホテルの敷物であつ

たり、シャンパン、マッチ、ダンスといったものであり、福沢は自らの著書において「社會上の習慣風俗は少しも分らない」と述べている。また福沢は、高物価に驚いたこと、さらには初代大統領ワシントンの子孫について或人に尋ねた際、知らないと返答されたことに驚いたことも述べている²¹⁾。

さらに、この時使節団の副使を命じられた村垣淡路守範正が記した『遣米使日記』に以下のような記載がある。

○四月四日 晴、午時にコンGRES館（議事堂なり）に行くの約なれば、例の人々が案内して車にのりて七、八町東へ行けば、コンGRES館にいたる。長さ二町ばかり、巾一町ばかりもある三階造の高堂、総体白きマルメレン石もて造り、屋根の上に丸く大なる櫓のごときもの今普請中にて半ば組たてたり。正面の石の階段を登るに二丈もあるべし。入口正面にワシントン国初の図、その他さまざまの額を掲げ、所々見巡るに口々に番兵あり。評議の席とて案内するに二十間に十間もあるべき板敷にして、四方折廻し、二階棧舗にして合天井のごとく格子に組み、金銀粉色の模様ある玻璃の板を入れ、高さこと二丈余もあるべし。正面高き所に副統領（ワイスプレシテントという）前に少し高き台に、書記官二名、その前円く椅子を並べ、各机書籍をおびたたく設け、およそ四、五十人も並びいて、その中一人立て大音声に罵り手真似などして狂人のごとし。何かいい終りてまた一人立て前のごとし。何ごとなるやといければ、国事は衆議し、各意中をのこさず建白せしを、副統領聞きて決するよし。二階棧敷には男女群集して耳をそばたてて聞きたり。かかる評議の席のかたわらに聞きておりしが、何なりと問うべきよしぬれど、もとより言語も通ぜず、またとうべきことわりもなければ、そのまま出でぬ。二階に登りてまたこの棧敷にて一見せよとて椅子にかかりて見る。衆議最中なり、国政のやんごとなき評議なれど、例のものも引掛け、筒袖にて大音にて罵るさま、副統領の高き所にいる体など、わが日本橋の魚市のさまによく似たりと、ひそかに語り合いたり。²²⁾

これは幕末において、日本人が初めてアメリカ議会を見学した時である。異文化で育った者が、このような経験に対して、異文化理解を行うのではなく、むしろ自文化での価値づけを行った例であると考えられる。

このように日本人にとって議会見学は初めてであり、福沢が「社會上政治上經濟上の事は一向分らなかつた」²³⁾と述べたように、驚くことばかりの有様であった。

しかし、福沢は、ウェブスターの辞書をはじめ、様々な書物を購入している。また、福沢は写真館の娘と一緒に写真を撮るという経験もしている。これらのことから、福沢の異文化理解への積極的な姿勢をうかがうことができるのではないだろうか。

その後、アメリカから帰った福沢は、文久元（1861）年には欧州諸国への使節団へ参加した。この時には幕府の翻訳方の一員として香港、シンガポール、インド洋、紅海をたどりスエズに着き、カイロから地中海を経てフランス、イギリス、オランダ、ロシア、ポルトガルを巡る約一年の海外経験をしている。この一年で福沢の関心はさらに広がり、以下のような回想を残している。

凡そ理化學、器械學の事に於て、或はエレキトルの事、蒸氣の事、印刷の事、諸工業製作の事などは必ずしも一々聞かなくても宜しいと云ふのは、元來私が専門學者ではなし、聞いた所が眞實深い意味の分る譯けはない、唯一通りの話を聞くばかり、一通りの事なら自分で原書を調べて容易に分るから、コンナ事の詮索は先づ二の次にして、外に知りたいことが澤山ある。例へばコゝに病院と云ふものがある、所で其入費の金はどんな鹽梅にして誰が出して居るのか、又銀行と云ふものがあつて其金の支出入は如何して居るか、郵便法が行れて居て其法は如何云ふ趣向にしてあるのか、佛蘭西では徵兵令を厲行して居るが英吉利には徵兵令がないと云ふ其徵兵令と云ふのは、抑も如何云ふ趣向にしてあるのか、其邊の事情が頓と分らない。ソレカラ又政治上の選舉法と云ふやうな事が皆無分らない。分らないから選舉法とは如何な法律で議院とは如何な役所かと尋ねると、彼方の人は只笑て居る、何を聞くのか分り切つた事だと云ふやうな譯け。ソレが此方では分らなくてどうにも始末が付かない。又黨派には保守黨と自由黨と徒黨のやうなものがあつて、雙方負けず劣らず鎬を削つて争ふて居ると云ふ。何の事だ、太平無事の天下に政治上の喧嘩をして居ると云ふ。サア分らない。コリヤ大變なことだ、何をして居るのか知らん。少しも考の付かう筈がない。彼の人と此の人とは敵だなんと云ふて、同じテーブルで酒を飲んで飯を喰て居る。少しも分らない。ソレが略分るやうにならうと云ふまでには骨の折れた話で、其謂れ因縁が少しづつ、分るやうになつて来て、入組んだ事柄になると五日も十日も掛つてヤット胸に落とると云ふやうな譯けで、ソレが今度洋行の利益でした。²⁴⁾

これをみても、初渡米の時とそれほど変わらず、福

沢の言葉を使用すれば、「社會上政治上經濟上」²⁵⁾ の実際を理解するのが困難であり、文化風土の差異があればそれだけ概念と慣行の消化ができていくことなのである。ただ、前述のような福沢の積極的な異文化理解の姿勢はここでもうかがえるといえよう。

そしてこれらのことからすれば、Constitution としての「憲法」の理解もすぐに行うことができたかは疑問である。その点については福沢の『西洋事情』が参考となる。福沢はこの『西洋事情』について「夫れから日本に歸てからソレを臺にして尚ほ色々な原書を調べ又記憶する所を綴り合せて西洋事情と云ふものが出來ました」²⁶⁾ と自伝で述べている。『西洋事情』は以下のようにはじまる。

政治に三様あり。曰く立君モナルキ、禮樂征伐一君より出づ。曰く貴族合議アリストカラシ、國內の貴族名家相集て國政を行ふ。曰く共和政治レポブリック、門地貴賤を論ぜず人望の屬する者を立て、主長となし國民一般と協議して政を爲す。又立君の政治に二様の區別あり。唯國君一人の意に隨て事を行ふものを立君濁裁デスポットと云ふ。魯西亞、支那等の如き政治、是なり。國に二王なしと雖ども一定の國律ありて君の權威を抑制する者を立君定律コンスチテューショナル・モナルキと云ふ。現今歐羅巴の諸國此制度を用ゆるもの多し。²⁷⁾

これは政治制度から見た国家の説明であるが、この書き出しに Constitution が登場する。ここでは「一定の國律ありて君の權威を抑制する者」として、君主権を制限する「國律」として Constitution が紹介されている。同時に「立君定律」という表現もなされているが、これは君主が「定律（立法）権」をもつのでなく、法によって立てられている、定められていることを意味すると考えられるから、この「國律」は「憲法」のことであると理解される。

さらに福沢は「文明」の政治とは何かを紹介し、その第一に「自任意」を挙げ、「國法寛にして人を束縛せず、人々自ら其所好を爲し、士を好むものは士となり、農を好むものは農となり、士農工商の間に少しも區別を立てず、固より門閥を論ずることなく、朝廷の位を以て人を輕蔑せず、上下貴賤各々其所を得て、毫も他人の自由を妨げずして、天稟の才力を伸べしむるを趣旨とす」²⁸⁾ と述べている。この生まれによる身分制を否定する「文明」の推奨ともいえる主張をみれば、これは当時の読者に大いに受け入れられたと考えられる。同時に福沢はここで「自任意」を説明して「自任意、自由の字は、我儘放

盪にて國法をも恐れずとの義に非らず。總て其國に居り人と交て氣兼ね遠慮なく自力丈け存分のことをなすべしとの趣意なり。英語に之を『フリーダム』又は『リベルチ』と云ふ。未だ的當の譯字あらず」²⁹⁾ としている。このことは、語句の適訳の問題は残るとしても、内容についての福沢の理解がすぐれたものであったことを示しているといえよう。このことから考えても、「國律」という用語が Constitution としての「憲法」を意味するものであったと捉えることにそれほど無理はないといえよう。そうだとすれば、『西洋事情』においては、石井や穂積が述べた「律例」という用語のみでなく、「國律」という用語も Constitution の訳として用いられていたと考えられる。

『西洋事情』はこのあと「卷之二」では「亞米利加合衆國」の紹介へと移っていく。まず、1492年のコロンブスによるアメリカ大陸発見から始まり、イギリス植民地、独立戦争の展開へと進み、1776年7月4日の独立宣言、そして1787年の合衆國憲法の制定が述べられている。福沢はこれを「千七百八十七年議定せる合衆國の律例」³⁰⁾ と訳している。さらに、その前文を以下のように訳している。

合衆國の人民たる余輩、我合衆を益々固くし、正道を行て國の靜謐を謀り、災害をふせぎ、平安を求め、人民の寛裕をなさんため、こゝに亞米利加合衆國の律例を定ること左の如し。³¹⁾

ここでは、Constitution は「律例」と訳されている。また、前述のように「國律」という用語も『西洋事情』では使用されている。この両者は「律」の文字が入っている。さらに、『西洋事情』では「國法」という用語が使用されている。では、「律例」「國律」と「國法」はどのように使い分けられているか。

この点、「律例」はまさに Constitution の訳として使用されており、「國律」の使用例は前述の通りである。対して「國法」は、先に引用した箇所「國法寛にして人を束縛せず」³²⁾ とある。さらに「英國王、其國法を會議する場所を不都合なる遠地に設けて人民の議論を避るは、人をして奔走に疲れ餘儀なく其法に従はしめんと欲するなり」³³⁾ や「千七百八十七年に議定したる合衆國の政治は、國民集會して國政を議するの趣意にて、國法を議定するの權は議事院にあり」³⁴⁾ とある。これらの記載から考えれば、「國法」は「法律」一般を示す用語であると考えられる。

このように、福沢にとっての Constitution としての「憲法」は「律例」もしくは「國律」という語であった。し

かし、その福沢も明治十（1877）年に発表した『分権論』においては「憲法」という語を使用するようになって³⁵⁾いる。

これについては後に述べるが、「明六社」の人々が集まるようになった頃、「文明開化」といわれ西欧化が進む。さらには、自由民権運動により、人々の意識に Constitution の概念が広まり出すと、やがて訳語は「憲法」へと収れんすることとなる。おそらく福沢もこの時期には世間の訳語定着に従い、「憲法」を受け入れていったのであろうと考えられる。

Ⅲ. 加藤弘之と「国憲」

加藤弘之は文久元（1861）年、『鄰艸』という小冊子を著した。『鄰艸』は公刊できなかったが、これは幕末における立憲思想の最初のものであろう。

西欧における立憲思想の内容には、よく議会制が語られる。議会制の知識は幕末の幕府改革にも登場しており、さらには、前述の村垣淡路守範正がしたように具体的な議会の見学も行われていた。これらのことから考えると、真実その内容を理解していたかどうかは別としても、知識の輸入自体は既に行われていたといえる。

しかし、「立憲思想」となるともう少し吟味を加える必要がある。「立憲思想」においては、「立憲」の用語が示すように、Constitution の概念が理解されているかが問題となる。後に加藤は『鄰艸』をふりかえって以下のように述べている。

それから哲學の書物や、道徳の書物、政治だの法律だの、書物を読んで見た所がさう云ふ事には餘程感心した事が多い。其感心したと云ふのは、先ず第一に人間と云ふ者は、平等な者で生れ乍ら天から授つた所謂天賦の權利と云ふ者を有つて居るものと云ふ様な、今から言へば古い思想であるけれども、さう言ふ思想が西洋人にあると云ふ事を大變感服した。さう言ふ様な考は今迄は支那や日本に無いものであつたから、それでヒドク珍しい事に思つて、而して誠に眞理であると云ふ様に考へた。かやうな所から一ツ新たな思想が自分に出て、それから種々の著述が生れて來たが、その第一の著述と云ふものは、「鄰艸」と名を付けた書である。紙數は僅かに四十枚足らず位なものであるが、さう云ふものを私が二十六歳の時に書いた、何を書いたかと言ふに、即ち立憲政體、西洋には立憲政體と云ふものがある、一國の君だとか、大臣だとか云ふ者が權を専らにする事をしないで、上院下院と云ふ、即ち議

會があつて、而して國の法律財政等を議定すると言ふ制度が西洋に在る。其れは誠に人間の天から授つた權利を重んずる譯であつて、即ち其れが人間の平等と云ふ意味に適ふ。然るに西洋より外ではさう云ふ譯に行かぬ。一國の君とか政府とか云ふ者が權を専らにして居ると云ふは甚だ道理に背いた事であると云ふ主義に書いた者である。實は日本もさう云ふ様な鹽梅にしたいことであると云ふ意味であつたけれども、日本の事を明らかに書く事は出來ない、日本が悪いから西洋に倣うて、其制度を採つて政治を善くしやうと云ふ事を書く譯に行かぬから、そこで支那は昔は善い國であつたが、今は善くない、政治が公平でない、左ういふ譯であるゆゑ支那は衰へて仕舞ふから西洋に模倣して立憲政體にせねばならぬと云ふ事にして書いたのである。即ち隣の事を書いたのであると云ふので「鄰草」と名を付けたのであるが、意味は日本を改革する事であつたのである。³⁶⁾

上記は加藤自らの説話であり、下出隼吉が『「鄰草」解題』の中で紹介している。加藤は自らの説話の中で、「議会」で法律や財政を決定するという制度、つまり Constitution の制度の紹介及び説明を行っている。では、加藤は Constitution を何と表現したか。

加藤は『鄰艸』において、世界各国の政治制度を紹介し³⁷⁾、これを「君主政治 [洋名モナルキー (monarchie)]」と「官宰政治 [洋名レプユブリーキ (republiek)]」に大別している。そのうえで君主政治を「君主握權 [洋名オンペベルクテ・モナルキー (ombeperkte m.)]」と「上下分権 [洋名ベベルクテ・モナルキー (beperkte m.)]」に、官宰政治を「豪族專權 [洋名アリストクラチセ・レプユブリーキ (aristocratische r.)]」と「万民同權 [洋名デモクラチセ・レプユブリーキ (democratische r.)]」に分けている。そして「公会（議会）」によって権力が維持されている政治制度をとりあげ、「上下分権と万民同權の二政体は實に公明正大にしてもっとも天意に協い、輿情に合するものというべし」³⁸⁾と推奨し、その政体を維持する基本の制度こそ現今の中国（すなわちここでは、日本）に採用すべきと説く。また、その現実的体制は「上下分権」の「政体」であるとした。「上下分権」の「政体」とは以下のようなものである。

上下分権の政体というは、君主万民の上にありてこれを統御すといへども、確乎たる大律を設け、また公会といえるものを置きて王權を殺ぐものをいう。すなわち上に挙げたる二、三国を除くのほか、ヨー

ロッパ諸国のごときみなこの政体なり。さてこの政体を立てたる国にては、上にいえるのごとく確乎たる大律を設けて万政ことごとくこれに則らざることなく、また国家の大事あるいは異常のことなどに至りては、公会を置いてかならずこれを謀議して、その処置をなす。³⁹⁾

これをみると「公会」の重要性が説かれているようであるが、それに先立ち「確乎たる大律」の必要性が重視されている。この「確乎たる大律」こそ Constitution であると考えられる。そこで、加藤が他の書物ではどのような表現をしているかを以下で検討する。

慶應四(1868)年刊の『立憲政体略』は小論であるが、政治学及び法学の二十項目ほどの辞典といえるようなものである。次にその項目を目次のように掲げてみる。

政体総論

君政－君主擅制、君主専治、上下同治

民政－貴顕専治、万民共治

上下同治

国憲

三大憲柄－立法憲柄、施政権柄、司法権柄

万民共治

国憲

三大権柄－立法憲柄、施政権柄、司法権柄

国民公私二権

私権

公権⁴⁰⁾

以上に三百字程度の「小引(はしがき)」がつけられている。この「小引」で、加藤は「立憲政体とは公明正大・確然不拔の国憲を制立し、民と政をとものにし、もって真の治要を求むるところの政体をいうなり」⁴¹⁾と述べており、これはこの小論の概要を説明するものとなっている。以下本稿のテーマと結びつく箇所を抜粋して検討する。

まず、政治制度の分類からはじまり、「君政」に三種があると説いている。その三種とは「君主擅制」「君主専治」「上下同治」である。また、「民政」には「貴顕専治」「万民共治」の二種があるとする。そのうえで「五政体中、公明正大、確然不拔の国憲を制立し、もって真の治安を求むるものは、ひとり上下同治・万民共治の二政体のみ。よってこれを立憲政体と称す」と説明している。現在の言葉で「立憲政体」を言い換えれば、「憲法」に基づく政治制度ということであるから、「国憲」とは「憲法」を意味すると考えられる。そして、この政治制度

に貢献したのは「イギリス人ミルトン、ロック、スランズ人モンテスキュー、ルーソウ、ドイツ人カント、ヒフテ」⁴²⁾達であると述べている。

「上下同治」は次のように説明される。

一君主ありて天下の大権を掌握す。すなわち天下の元首なり。されども君主擅制・君主専治のごとく天下をもってその私有とし、億兆をもってその僕妾となすものにあらず。いわゆる天下をもって天下億兆の天下とす。ゆえに政府はただ天下億兆に代わりて天下億兆を治むるをもって本意とす。ここをもってその政令ひとり君主のもっぱらにすることあたわざるものにして、かならずまず公明正大・確然不拔の国憲を制立し、万機すべてこれに則らざるものなく、かつ臣民をして国事に参預するの権利を有せしむ。⁴³⁾

これをみると、ここでは「国憲」の重要性が説かれている。Constitutionとしての「国憲」が存在することが重要であると説かれている。続けて、加藤は三権分立の説明を行っており、「立法権柄」「施政権柄」「司法権柄」について記している。以下、「立法権柄」より順にみていく。

憲法はすなわち治国の基礎なり。ここをもってこれを制立するの権柄おのずから三大権柄のもっとも重きものなり。このゆえに君主あえてこの権柄をもっぱらにすることあたわず。かならず臣民とこれを分かち、君民上下相ともにこの権柄を掌握す。

(中略)

ここにおいて立法府を置いて立法権柄を掌握せしめ、もって天下億兆に代わりて君主とともに憲法を制定し、大事を議定するものとす。⁴⁴⁾

このようにいわゆる「立法権」の説明がされており、この後には「立法府」についてヨーロッパ各国の「上院」「下院」の二院制の紹介が続く。また、ここに「憲法」という語がでてきているが、これは Constitutionとしての「憲法」ではなく単に法律という意味である。つづいて「施政権柄」をみる。

すでに君主と立法府両院と相ともに商議して制立せる憲法を施行し、あるいはこの憲法に則りて万機の政をなすの権柄を称して、施政権柄または行政権柄という。

(中略)

君主は理において治国の責に任ずべし。ゆえにその政令もし憲法に悖戻するものあるときは、立法府両院その罪を問うは理においてもとより当然なりとす。されどもまたこの事実に行うべからざるの理あり。ここをもつて大臣をして君主に代わらしめ、すべて各局の大臣おのおのその職掌の責に任ずるの制度を立つ。⁴⁵⁾

このようにここでは、いわゆる「行政権」の説明がされている。次に「司律権柄」である。

司律権柄とは律法を司掌するの権柄をいう。けだし国家の律法を定め問官を立つるは人の悪念を禁じて人の自脩を許すゆえなり。ゆえにこの権柄をもって立法・施政の二大権柄に並列して、別に司律一府を置きてこれを掌らしむ。⁴⁶⁾

ここでは、以上のように「司法権」の説明がされている。かくして、いわゆる「三権」の説明が示されたのである。

つづいて「万民共治」については、「君臣尊卑」がなく「民人」が「相会議」することとする。現在では「メリケン国およびスイツル」は古代アテネのような制度ではなく「上下同治のごとくかならず確然不拔の国憲を制立し、また三大権柄を分かちて立法権柄は立法府両院を設け、選択の法をもって代議士を挙げ、施政権柄もまた選択の法をもって有徳の君子一人もしくは数人を挙げてこれに委託し、かつこれをして天下の元首たらしむ。あえて門地・資格を論ぜず、ただ有徳才識の士を取るを本意とす」⁴⁷⁾とされる。

そして続けて「上下同治」で行ったと同様、三権分立についての説明がされる。「立法府」については「二院制」、「行政権」については「メリケンのごときは、統領一人これを掌握し、スイツルのごときはいわゆる合議府七人これを掌握す」とし、「司法権」については「立法府・施政府の関係するところにあらず」⁴⁸⁾と述べている。

さらに「国民公私二権」のうち「私権」は以下のものがあげられている。

- 第一、生活の権利
- 第二、自身自主の権利
- 第三、行事自在の権利
- 第四、結社および会合の権利
- 第五、思・言・書、自在の権利
- 第六、信法自在の権利
- 第七、万民同一の権利
- 第八、各民所有の物を自在に処置するの権利

また、「公権」は「参政権」を示していると考えられる。⁴⁹⁾

以上が「立憲政体略」の内容であるが、これをふりかえって Constitution と結びつけてみる。「立憲政体略」では「憲法」という用語は使用されているが、これは「一般的法律」を指すものであり、Constitution は「国憲」という用語で表現されていた。

この「国憲」という用語は、Constitution の訳語として「憲法」という用語が定着するまでの間、使用頻度の高い用語であった。次の章で述べる津田真道も、著作「政論」で使用しており⁵⁰⁾、明六社同人の西周も著作「人生三寶説」で「国憲」の語を使用している⁵¹⁾。さらに、明治九(1876)年には「国憲制定」の勅語が、明治十五(1882)年には小野梓による『国憲汎論』の著がある。その後、明治二十三(1890)年には、前年に「大日本帝国憲法」が制定されていたにもかかわらず、「教育勅語」に「国憲」の語がみられる。前述の J. C. ヘボンの『和英語林集成』でも「KOKKEN (國憲)」に“The constitution”が当てられていたことも例として挙げられよう。

IV. 津田真道と「根本律法」

津田真道も明六社の一人であり、『明六雑誌』に啓蒙的な説話を多く発表している。幕末に西周と共にオランダへ留学し、フィッセルリングから「洋学」を学んだ。そして帰国後、慶應四(1868)年に『泰西國法論』を発表する。その凡例では次のようにいう。

往年余恭しく 大命を奉じ和蘭に遊び、西周助と偕に法學を來丁の大學博士シモン・ヒッセリング先生に受け、先生の口授に従ひ蘭語の儘筆記せし者五種あり。其詳なるは二氏の譯する所性法口訣の凡例に譲る。此書は即其第三種にして今余が謹で譯する所なり。或は譯字の不當文意の不通を免れず、伏して大方の是正を乞ふ。⁵²⁾

フィッセルリングから学んだのは「Natuuregt 性法學」「Volkenregt 萬國公法學」「Staatsregt 國法學」「Staatshuishoudkunde 經濟學」「Statistick 政表學」⁵³⁾であり、津田の『泰西國法論』はその「國法學」である。訳語も定まっていない状態での、外国法学の紹介が行われたのである。

さらに、ここでは法学上の重要な概念である「権利」についても説明がある。

ドロワ、ライト、レグトは本來正直の義にて正大直

方自立自主の理を伸る意を含む。然れ共諸國習慣の用例其義一ならず。大略を撮むに左の如し。

- 其一 義の對にして權と譯す可し。譬は券主は償ふべき義あり債主は之を責る權あるか如し
- 其二 分と譯す可し。人各分あり、父死して子嗣くは子の分なり。賣買は商の分、耕種は農の分にして他人之を争ふ可らざるが如し。
- 其三 正直の本義にして律法と相對す。蓋律法宜しく正しかる可し、然れ共時ありて狂れる事あればなり。
- 其四 國例と譯す可し。譬は羅馬國例法朗西國例と謂ふが如し。此は羅馬國法朗西國に通行せる權と分なり。
- 其五 每事一定の條例あり、此條例を總括したる者を謂ふ。譬は家法又後見の權の如し（彼士にては同義なれ共我邦にては一は法と翻し一は權と譯すべし。）
- 其六 學者理を考へ道を講ず、其議論世法とす可し。此時は又之を義と譯す可し。
- 其七 直に之を法學と譯す可し。
- 其八 司法院等聽訴驗治の所を指す。
- 其九 理非曲直を曲直を判する語を指す。
- 其十 或は此語を假りて非を枉て理と爲す、至強の權の如し。⁵⁴⁾

これをみると、現在の英和辞典で「Right」の法学的説明がなされているかのようである。これは当時の最上の語学力と言えるのではないだろうか。津田はこのような知識の上で、近代西欧社会の国法学を紹介した。

津田による『泰西國法論』は、四卷に分けられている。その表題を「諸言」から以下みていく。

まず、「諸言」では国法論を四段にわけて説明しており、第一には「國法論の總旨」、第二に「國家並に其國住民雙方の權義」、第三に「諸種の政體」、第四に「見今定律國法の大旨」とある⁵⁵⁾。つまり国家とは何かということから始まり、国民の権利、政治制度、実定法の説明へと進む。ここでは、その中から本稿の主題である Constitution にかかわる点を見ていくこととする。

津田は、第一「國法論の總旨」第一篇第十章において「國法」と「列國公法」を混同するなどと説き、さらに同第十一章において「國法」と「私法」の區別を述べ、同第十二章において「國法」が干渉するのは「制法」「治道」「政令」「理財」であると述べている。そして、この「制法」について、津田は以下のように説明する。

制法とは、國の制度經濟の大典と國家國民雙方の諸

權諸義並に諸人日用往來の際一切諸權諸義の條規を定て律法と爲すを云ふ。⁵⁶⁾

これをみると「制法」とは文字通り法を制定することであり「立法」のことであると理解できる。よって、「制法」の語それ自体は Constitution としての「憲法」ではないと考えられる。そこでさらにみるに、津田は『泰西國法論』の第一「國法論の總旨」第三篇「制法」第十四章で國法の種類について述べている。この中で、國法の種類につき「其目を舉れば左の如し」として、第一に「根本律法」を挙げている。

第一 根本律法。即所謂朝綱又國憲にして國家經綸の基礎なり。⁵⁷⁾

また、津田は『泰西國法論』第四「見今定律國法の大旨」第一篇第二章および同第二篇第一章、第三章で以下のように記している。

第一篇第二章

根本律法は國家至高の律法にて又之を國綱或は朝憲或は國制又單に制度と稱す。

第二篇第一章

根本律法は國家至高の律法にて職として定律國法の大本を詳明確定す。

第二篇第三章

根本律法の所載を別ちて二大綱と爲す可し。

甲 國家住民彼此權義の定規

乙 國制即建國の法制⁵⁸⁾

以上からみれば、「根本律法」は国の最高法規であり、國家と國民の權利義務關係を示しており、國制の基本であるとされ、これはまさに Constitution としての「憲法」の要点を示しているといえる。

なお、『泰西國法論』で使用された語について、もう一点検討すべき語がある。それは、第四「見今定律國法の大旨」第二篇第四章であり、以下のように記してある。

定律の諸國に於て、根本律法は實に國朝の大憲法にして、之を制定する時に當りては極て綿密に留心し盛典大禮を以て之を國中に頒告し、國中の諸權誓て其長久に守る可きを定む可し。⁵⁹⁾

ここに「大憲法」という語が登場しており、この場合の「憲法」はどのような意味をもつかが問題となる。本稿は冒頭において、これまで「憲法」というのは単なる

法律という意味であると述べた。それに従えばこの箇所は、「根本律法」は国家の「大法律」であるという意味となる。では国家の「大法律」とは何かと考えた際に、これは単なる「大小」の「大」ではなく、「最高の」「根本の」「基本の」という意味ではないかと考えることもできる。そうであれば、「根本律法」が「最高法律」「根本法律」「基本法律」となり、これはいささかトートロジー表現とはなるものの、「大憲法」も Constitution としての「憲法」を意味するといえるのではないだろうか。

そのように考えれば、「憲法」という用語を Constitution の意味で初めて使用したのは箕作麟祥であるという定説について、多少の疑問が生じる点ではある。しかしながら、それには津田の他の著作で使用される用語も対象として検討する必要が生じることから、この点については疑問を呈するにとどめ、次に進むこととした。

では、津田の「根本律法」が Constitution としての「憲法」を意味する語であるとして、その内容をみた場合、第四「見今定律國法の大旨」第三篇第一章および同三章、同四章には以下のような記載がある。

- 第一章 國法論の大本に従は、根本律法の掲記する所左の如し。
- 第一 國家に對して住民有する所の諸權。
- 第二 國民の公權、即所謂都人士權。
- 第三 國家に對して住民の務む可き義。
- 第三章 右住民の諸權、根本律法中に明記せざれば國家或は之を敬重せざる恐れある國に於ては、須らく之を的確明細に條記す可し。
- 第四章 國民の公權は經國の制度と關係親密なれば宜しく根本律法中に明記す可し。⁶⁰⁾

これをみると津田は「根本律法」の中で国民の権利にも重点をおいているようにみえる。さらに、第二「國家並に其國住民雙方の權義」第六篇第五章および同第六章には以下のように記されている。

- 第五章 根本律法即國憲に住民本權の大綱を明記確定す。是各國の通例なり。
- 第六章 所謂住民の國家に對して有する所の本權左の如し。
- 第一 自身自主の權
- 第二 住居を犯す可らざる權
- 第三 行事自在の權
- 第四 建社會合の權
- 第五 思・言・書自在の權

- 第六 任意に法教を信じ法禮を行ふ權
- 第七 書札の秘密を敬重せしむる權
- 第八 其所有の物を自在にする權
- 第九 律法の上には萬人同一なる權
- 第十 租税の課率家産の貧富に準ずるを要する權
- 第十一 請願の權
- 第十二 國家と結びたる私約を國家に信守せしむる權⁶¹⁾

このように、津田は十二種類の権利が Constitution で明文化されるべきであると述べている。なお、この権利の中には、前述の加藤の所で紹介した諸権利と相似しているものがある。この点、加藤の回想録には津田から学んだとあり⁶²⁾、さらに「思・言・書」および「行事自在」等の用語は翻訳語として表現されたと考えられるため、津田の翻訳が先ではないかとの推測も可能ではないかと思われる。

おわりに―課題の再検討

以上、いわゆる啓蒙思想家たちの諸論をみてきたが、日本の啓蒙思想が明治六（1873）年に始まったわけではなく、当時最新の西欧文化一般を知っていた者たちが、幕末から明治にかけて法学思想の翻訳にも力を注いでいたことが理解できよう。

ただし、翻訳という形で西欧文化の摂取がどこまで可能であったかという大きな問題は残存する。現在においても異文化の理解は国際間紛争の種にもなるものであり、歴史や風土、生活様式の差異だけではなく、言語に頼らざるを得ない文化摂取は多大な問題を含んでいたのだった。遣米使節としてアメリカ議會を初めて見学することのできた、当時のある知識人（この時の幕府の副代表としての村垣淡路守）の描写では、それは「日本橋の魚市の様」だとされた。これも先に述べたが、異文化を自文化の範囲内で位置づけることは、決して異文化理解といえない。このような状況の中で、彼らが立ち向かったのは法学上の概念の摂取であり、Constitution の把握であったことを考えれば、福沢や加藤や津田の力量が判断できるであろう。これらの概念の把握とそれを表現することは至極困難なことであった。

本稿でとりあげた思想家・法学者はほとんどが「明六社」の同人である。「啓蒙」という言葉の意味の一つに「価値観」の転換という意味があるのならば、本稿で取り上げた「明六社」の同人の「啓蒙」とは、封建的身分制を支えていた強大な権力に対抗して「自由」の精神を主張するという転換であったのではないか。そして、彼ら

同人の基礎的知識としての「洋学」は、「西洋化」すなわち「自由」を希求する精神でもあったといえるのではないだろうか。このように「西洋化」がすなわち「自由」を希求する精神であると考えるのは、余りにも単純化しすぎであると批判を受けるかも知れない。しかし現実的に西欧すなわち外国生活を体験した者、また体験しなかったとしても、西欧の学問に憧れた者にとっては、自由とは西欧化と同義であり、他の用語をもって表現すれば、「文明開化」こそ目指すべき目標であったと考えられる。というのも、この当時、文明開化とは西欧化そのものであったと思われるからである。また、当時政治制度においても、住民の意見を集める議会制およびその導入が必要となったが、この「議会制」の導入において、それを保証する法規が必要となった。その法規こそ、「国憲」「根本律法」「律例」であり、西欧において Constitution というられるものであった。

このように Constitution としての「憲法」が望まれ、さらに明治十四（1881）年には、九年後を期して「国会」を召集するにあたり、その間に Constitution としての「憲法」を作成しなければならない事態となる。そこで明治政府は「律例」「根本律法」「国憲」「朝綱」「法憲」と呼称されていたものを統一して「憲法」という用語を選択し、伊藤博文にその調査を命じたのである。

そして、この用語の最初の使用者は箕作麟祥であるといわれているが、すでに指摘したように、津田の『泰西國法論』には「大憲法」という用語があった。また、明治三（1870）年の加藤弘之の『真政大意』においても、この用語の使用法について検討を加えるべき点がある。

加藤は『真政大意』において、「国憲」という語のみならず、他の者たちが使用した訳語「国制」「根本律法」も登場させていない。他の者たちの用語を登場させないことはまだ理解しうるが、自分の訳語「国憲」も使用していない点については疑問がある。ではこの著作『真政大意』のなかでは、加藤は Constitution に当たるべき用語として、どのような用語を使用しているのだろうか。この著作の中で使用されている二つの用語を取りだしてみる。

まず「憲法制度」である。この「憲法制度」の第一の使用箇所は以下のようなものである。

もと国政に治法と治術との二通りがありて、治法とはいわゆる治安の基本たる憲法制度のことをい、治術とは今日施行する治安の術を申すこと⁶³⁾

この用法は Constitution としての「憲法制度」であるか、それとも単なる法規という意味での「憲法制度」な

のであろうか。

また、「憲法制度」の第二の使用箇所は、次のように記されている。

すべて立憲政体の国々では、かくのごとく立法・司律の二箇権柄というものを施政権柄のほか立てて、ひとり国君のほしきままにするようなる弊を防ぎ、ことに立法権柄と申すものは『政体略』にも論じておいたごとく、実に大切な権柄でござるゆえ、かならず天下億兆の名代人となるべき代議士という者を公選させて、これを立法府の官員として国君とこの官員とともに立法権柄を執るとい制度を立てたもので、それゆえ憲法制度廢立のことにいたりては、けっして国君のほしきままにするということにはまいらず、かならず天下の公論にもとづくものであり、また司律権柄も右申すごとく大切なものゆえ、ひとりの国君の手にありては、ややもすれば暴虐に陥るの弊あるを恐れて、これまた別に一府を設けて国君といえども、たいていは預かり知らぬこととしたもので、すなわちまったく例の権利と義務の二つが並び行わるるゆえん。いわゆる生命・権利・私有の三つを保護すること実に至れり尽くせりと申すべきものでござる。⁶⁴⁾

ここの箇所の「憲法制度」も単なる法規としての「憲法制度」なのであろうか。それとも Constitution としての「憲法制度」なのであろうか。

同様の問題がまだある。それは「憲法」という用語も『真政大意』で多く使われていることである。たとえば次のようである。

種々様々の権利・義務というものがあることで、すべてかようにその規則となるべきものを確定するのが、すなわち憲法と申すものでござる⁶⁵⁾

すべてかような憲法を制立するのは、すなわち立法府〔議事院のことなり〕の職掌、さてこの憲法が立った上で、今日交際諸業の是非曲直を折断するのが、いわゆる司律府の職掌⁶⁶⁾

それゆえ憲法といえども、例の立法府とともに定制したような立派なものではなく、申さばただ国君の私法でござる⁶⁷⁾

まず暴主・姦臣の方が多いものじゃから、そこでこの憲法というものがなおさら大切なわけで、憲法

さえ確立してあれば暴主・姦臣もおのずから法なき国のような勝手なことばかりはできぬこと⁶⁸⁾

立憲政体の国々では、かならずまず公議輿論を採りて憲法を制立して、臣民の生命・権利および私有の三つを保護するを第一の要務とする⁶⁹⁾

なにぶんにも英国のごとくよくその時勢・人情に適應する憲法を立てた国というははなはだ少ない⁷⁰⁾

権利と義務の二つが互いによく行われまいるようにするにはいかようにすればできるというに、まず第一憲法というものを制定するのが肝心なことで、憲法というものは政府と臣民との際および臣民相互の際において、彼此互いに自己の本文を尽くして他の権利を敬重するように、かつおのおの自己の権利を安んじて他の屈辱を受けることのないように、すべて彼此諸業の規律を定むるゆえんのもので、はやく申せばすなわち権利と義務の規律を設けて、この二つのものが互いに並び行われてまいるように立てたるものでござる⁷¹⁾

以上に例をあげたが、これ以外にもこのような「憲法」という用語が多く使われている。これらすべてを、法規としての「憲法」と捉えれば、その論理はそれなりに成立する。一方で Constitution としての「憲法」と解する余地が全くないと言い切れないものも存在しており、大層に紛らわしいものである。

そして、加藤は『真政大意』でこの「憲法」「憲法制度」というような用語を頻出させている反面、「国憲」という用語を使用しなくなっている。

このように『真政大意』の用語例を確かめてみるとその刊行の明治三(1870)年には、加藤は「国憲」という語の使用をやめ、それにかえて「憲法」を採用し始めていたと考えることも可能なものではなかろうか。さらに加藤は明治八(1875)年には『国体新論』を発表しているが、ここでも「国憲」という用語は消え、「国憲憲法」「憲法」なる用語が登場している。この著作では Constitution としての用語は「国憲憲法」となっているのではないかと考えられる。

以上のように検討をくわえてみると、加藤には著作によって用語の変遷が見受けられる。なお、明治十四(1881)年には、『真政大意』『国体新論』が加藤の絶版届により販売禁止となっている。

このようにみえてくると、ここでもやはり Constitution としての「憲法」という用語例は、箕作麟祥に始まると

いうことを再評価してもよいのではないだろうかという疑問が生じる。

本稿はその課題を Constitution と「憲法」としており、以上のような諸点を考えると、結論としては箕作麟祥が「憲法」という用語を最初に使用した人物であるということに疑問を投げかけることとなってしまったのである。

脚注

- 1) W. バジヨット (1947)『英國の國家構造』深瀬基寛訳、弘文堂書房、387-388 ページ
- 2) 石井研堂 (1908)『増補改訂明治事物起源』(明治文化研究会編 (1969)『明治文化全集』別巻、日本評論社)、194 ページ
- 3) J.C. ヘボン (1980)『和英語林集成』松村明解説、講談社を基に確認。
- 4) 穂積陳重 (1980)『続法窓夜話』岩波文庫、24 ページ
- 5) 同上、29-30 ページ
- 6) 同上、37 ページ
- 7) 同上、37-38 ページ
- 8) 同上、40-41 ページ
- 9) 同上、43 ページ
- 10) 同上、43 ページ
- 11) 同上、38 ページ
- 12) 前掲、石井 (1908)、231 ページ
- 13) 大久保利兼 (1967)「明六社關係資料集」(大久保利兼編 (1967)『明治啓蒙思想集』、『明治文学全集』第3巻、筑摩書房)、403-404 ページ
- 14) 森有禮 (1875)「明六社第一年回役員改選ニ付演説」『明六雑誌』第30号 (大久保利兼編 (1967)『明治啓蒙思想集』、『明治文学全集』第3巻、筑摩書房)、263 ページ
- 15) 表1については、森一貫 (1984)『近代日本思想史序説 - 「自然」と「社会」の論理』、晃洋書房、92-93 ページを参照し、その上で細部については加筆修正。
- 16) I. カント (1974)『啓蒙とは何か』篠田英雄訳、岩波文庫、7 ページ
- 17) 明治文化研究会編 (1992)『明治文化全集』第19巻雑誌篇、日本評論社、266-267 ページを基に作成。
- 18) 『明六雑誌』の出版物としての価値を理解するため、前掲した森 (1875) の「明六社第一年回役員改選ニ付演説」を精査した。そこでは「明六雑誌ノ發兌ハ昨年二月ニ始リ毎月凡ソ二號ツ、ナリニシニ、同十一月ニ至テ三號ニ増シ、昨年中ノ刊行都テ二十五號其冊數十萬五千九百八十四、其内既ニ賣出ノ分八萬二百二十七冊即チ每號三千二百五冊餘ノ割合ナリ」と記されている。これが明治8年まで43号続いたことから、知識人に対して飛ぶように売れたことが推察される。
- 19) 福澤諭吉 (1899)『福翁自傳』(慶應義塾編 (1958)『福澤諭吉全集』第7巻、岩波書店)、85 ページ
- 20) 同上、86-87 ページ
- 21) 同上、95 ページ
- 22) 村垣淡路守 (1898)『遺米史日記』(松本三之助編 (1966)『近代思想の萌芽』、筑摩書房)、246-247 ページ
- 23) 前掲、福澤 (1899)、95 ページ
- 24) 同上、107-108 ページ

- 25) 同上、95 ページ
- 26) 同上、107 ページ
- 27) 福澤諭吉 (1866a) 『西洋事情卷之一』〈慶應義塾編 (1959) 『福澤諭吉全集』第1巻、岩波書店〉、289 ページ
- 28) 同上、290 ページ
- 29) 同上、290 ページ
- 30) 福澤諭吉 (1866b) 『西洋事情卷之二』〈慶應義塾編 (1959) 『福澤諭吉全集』第1巻、岩波書店〉、331 ページ
- 31) 同上、331 ページ
- 32) 前掲、福澤 (1866a)、290 ページ
- 33) 前掲、福澤 (1866b)、324 ページ
- 34) 同上、329 ページ
- 35) 福澤諭吉 (1877) 『分権論』〈慶應義塾編 (1959) 『福澤諭吉全集』第4巻、岩波書店〉、244 ページ
- 36) 下出隼吉 (1929) 『『鄰艸』解題』〈明治文化研究会編 (1992) 『明治文化全集』第8巻政治篇、日本評論社〉、2 ページ。雑誌『太陽』の中で加藤の語った談話として記載。
- 37) 加藤弘之 (1861) 『隣草』〈植手通有編 (1971) 『日本の名著』第34巻、中央公論社〉、314 ページ。ただし、編集者の植手通有は、底本からの収録にあたっては、現行の漢字・仮名づかいにし、適宜に送り仮名・振り仮名・句読点・改行を施したと述べている。
- 38) 同上、319 ページ
- 39) 同上、314 ページ
- 40) 加藤弘之 (1868) 『立憲政体略』〈植手通有編 (1971) 『日本の名著』第34巻、中央公論社〉、332-343 ページを参照して作成。
- 41) 同上、331 ページ
- 42) 同上、333 ページ
- 43) 同上、334 ページ
- 44) 同上、335 ページ
- 45) 同上、337-338 ページ
- 46) 同上、338-339 ページ
- 47) 同上、338 ページ
- 48) 同上、340-341 ページ
- 49) 同上、342-343 ページ
- 50) 津田真道 (1874) 「政論」『明六雑誌』第16号〈大久保利兼編 (1967) 『明治啓蒙思想集』、『明治文学全集』第3巻、筑摩書房〉、126 ページ
- 51) 西周 (1875) 「人生三寶説」『西先生論集』卷三〈大久保利兼編 (1967) 『明治啓蒙思想集』、『明治文学全集』第3巻、筑摩書房〉、75 ページ
- 52) 津田真道 (1868) 『泰西國法論』〈明治文化研究会編 (1992) 『明治文化全集』第9巻法律篇、日本評論社〉、68 ページ
- 53) 吉野作造 (1929) 『『性法略』『万国公法』『泰西國法論』解題』〈明治文化研究会編 (1992) 『明治文化全集』第9巻法律篇、日本評論社〉、11 ページ
- 54) 前掲、津田 (1868)、68-69 ページ
- 55) 同上、70 ページ
- 56) 同上、71-72 ページ
- 57) 同上、74 ページ
- 58) 同上、98-99 ページ
- 59) 同上、99 ページ

- 60) 同上、99 ページ
- 61) 同上、85 ページ
- 62) 植手 (1971) の『日本の名著』においては、加藤弘之は蕃所調所時代のことをふりかえって、その『経歴談』(1896) の中で「それよりは金も少しく自由になり、書籍も学校にて借覽することをうることとなりしゆえ、勉学のためにすこぶる便利を得たり。ことに同僚中、津田・西・杉の三氏は余より七、八歳の長者にして学力も優りいたれば、もっぱらこれらの人々の指導を受けて勉学したり」(476-477 ページ) と述べたと記されている。
- 63) 加藤弘之 (1870) 『真政大意』〈植手通有編 (1971) 『日本の名著』第34巻、中央公論社〉、347 ページ
- 64) 同上、353 ページ
- 65) 同上、353 ページ
- 66) 同上、353 ページ
- 67) 同上、355 ページ
- 68) 同上、355-356 ページ
- 69) 同上、361 ページ
- 70) 同上、362 ページ
- 71) 同上、352 ページ

引用文献

- W. バジヨット (1947) 『英國の國家構造』深瀬基寛訳、弘文堂書房
- 福澤諭吉 (1866a) 『西洋事情卷之一』〈慶應義塾編 (1959) 『福澤諭吉全集』第1巻、岩波書店〉
- 福澤諭吉 (1866b) 『西洋事情卷之二』〈慶應義塾編 (1959) 『福澤諭吉全集』第1巻、岩波書店〉
- 福澤諭吉 (1877) 『分権論』〈慶應義塾編 (1959) 『福澤諭吉全集』第4巻、岩波書店〉
- 福澤諭吉 (1899) 『福翁自傳』〈慶應義塾編 (1958) 『福澤諭吉全集』第7巻、岩波書店〉
- J.C. ヘボン (1980) 『和英語林集成』松村明解説、講談社
- 穂積陳重 (1980) 『続法窓夜話』岩波文庫
- 石井研堂 (1908) 『増補改訂明治事物起源』〈明治文化研究会編 (1969) 『明治文化全集』別巻、日本評論社〉
- I. カント (1974) 『啓蒙とは何か』篠田英雄訳、岩波文庫
- 加藤弘之 (1861) 『隣草』〈植手通有編 (1971) 『日本の名著』第34巻、中央公論社〉
- 加藤弘之 (1868) 『立憲政体略』〈植手通有編 (1971) 『日本の名著』第34巻、中央公論社〉
- 加藤弘之 (1870) 『真政大意』〈植手通有編 (1971) 『日本の名著』第34巻、中央公論社〉
- 加藤弘之 (1874) 『国体新論』〈植手通有編 (1971) 『日本の名著』第34巻、中央公論社〉
- 明治文化研究会編 (1992) 『明治文化全集』第19巻雑誌篇、日本評論社
- 森有禮 (1875) 「明六社第一年回役員改選ニ付演説」『明六雑誌』第30号〈大久保利兼編 (1967) 『明治啓蒙思想集』、『明治文学全集』第3巻、筑摩書房〉
- 森一貫 (1984) 『近代日本思想史序説 - 「自然」と「社会」の論理』、晃洋書房
- 西周 (1875) 「人生三寶説」『西先生論集』卷三〈大久保利兼編

(1967)『明治啓蒙思想集』、『明治文学全集』第3巻、筑摩書房)
村垣淡路守 (1898)『遣米史日記』(松本三之助編 (1966)『近代思想の萌芽』、筑摩書房)
大久保利兼 (1967)『明六社關係資料集』(大久保利兼編 (1967)『明治啓蒙思想集』、『明治文学全集』第3巻、筑摩書房)
下出隼吉 (1929)『『鄰艸』解題』(明治文化研究会編 (1992)『明治文化全集』第8巻政治篇、日本評論社)

津田真道 (1868)『泰西國法論』(明治文化研究会編 (1992)『明治文化全集』第9巻法律篇、日本評論社)
津田真道 (1874)『政論』、『明六雜誌』第16号 (大久保利兼編 (1967)『明治啓蒙思想集』、『明治文学全集』第3巻、筑摩書房)
吉野作造 (1929)『『性法略』、『万国公法』、『泰西國法論』解題』(明治文化研究会編 (1992)『明治文化全集』第9巻法律篇、日本評論社)

Constitution and “KEMPO” in Japanese

: Acceptance of Western European Cultures by Philosophers of Enlightenment in the Meiji Era

Manayo Ishikawa

Osaka University of Comprehensive Children Education

Acceptance of Western European cultures was initiated by representative philosophers of enlightenment in the Meiji era, who struggled to find out how to translate previously unknown foreign cultures into Japanese and introduce them to the Japanese society. Taking up ‘constitution,’ an important jurisprudential concept, from among those foreign cultures, this paper aimed to clarify the background to the official use of the Japanese word KEMPO in its present sense.

Today’s standard translation for ‘constitution’ is KEMPO. Reportedly, it was Rinsho Mitsukuri who used this translation for the first time in 1873 (Meiji 6). As for translations by other members of Meirokusha, RITSUREI was applied as the translation for ‘constitution’ in *Seiyojijo* by Yukichi Fukuzawa, while KOKKEN and KONPONRIPPO were used respectively in *Rikkenseitairyaku* by Hiroyuki Kato and *Taiseikokuhoron* by Mamichi Tsuda. Generally speaking, it was when an imperial order of “constitution research” was given to Hirofumi Ito in 1882 (Meiji 15) that these various translations were unified under the term KEMPO, which is considered to have become a so-called “official term” at that moment. However, it has also become evident that the word KOKKEN was used even after that time.

Presenting the fact that both Kato and Tsuda already used the word KEMPO before 1873 in their respective books, this paper also questions the common belief that the first user of the word KEMPO is Mitsukuri.

Key words : constitution, KEMPO, Western European cultures, translation, Meirokusha